

e-Tax

住基カード

(電子証明入り)

電子証明書



! 4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、
e-Taxで行つた場合、3月15日(木)の申告期限内までにe-Taxで行つた場合、所
得税額から最高4,000円が控除されます。

また、所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、源泉徴収票や医療費の領収書、社会保険料・生命保険料控除等の証明書等は、記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます。(ただし、確定申告期限から3年間は、添付書類の提出または提示を求められことがあります。)

※なお、この控除の適用を受けることができるのは、平成19年分から平成24年分(平成24年分は3,000円)の期間でいずれか1回であり、過去にこの適用を受けられた方は再度受けることはできません。

平成24年1月4日(水)から3月15日(木)の申告期限内までにe-Taxで行つた場合、所
得税額から最高4,000円が控除されます。

申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、
e-Taxで行つた場合、3月15日(木)の申告期限内までにe-Taxで行つた場合、所
得税額から最高4,000円が控除されます。

☆事前に準備いただぐもの
・インターネットのできる環境
・電子証明入り住基カード
・ICカードリーダライタ(2,500円～4,000円程度で購入できます。利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認のうえ、家電量販店やインターネット販売等でお求めください。)

・インター^{ネット}のできる環境
・電子証明入り住基カード
・ICカードリーダライタ(2,500円～4,000円程度で購入できます。利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認のうえ、家電量販店やインターネット販売等でお求めください。)

! e-Taxで申告するには!
住基カードを取得するには!

~「e-Tax」をご利用いただくための3つのステップ~

Step 1

開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署にオンラインで提出してください。(画面での提出もできます。)

Step 2

税務署から利用者識別番号及び暗証番号の記載された通知書がオンラインで発行(通知)されます。(画面で開始届出書を提出された方には、画面で通知書が送付されます。)

Step 3

e-Taxの初期登録(暗証番号の変更及び電子証明書の登録)を通知書に記載された期限までに行ってください。
※e-Taxを行うためのパソコンのセットアップは、e-Taxホームページから行えます。

・詳細は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「国税電子申告・納税システム(e-tax)」をご覧ください。また「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax用の申告データが作成でき、作成したデータを当コーナーから直接電子申告することができます。

・免許証・パスポート等
公的証明書と電子証明手
数料500円が必要です

※電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が過ぎた場合には手続きが必要になります。

・住基カードの交付は、申請から2週間程度かかりますので、早めに申請手続きを行ってください。
『手数料500円が必要です。』

・住基カード受領後、電子証明の申請手続きを行ってください。
『免許証・パスポート等
公的証明書と電子証明手
数料500円が必要です』

詳しくは・・・

www.e-tax.nta.go.jp

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

ネットで「ラクラク」はじめよう イータックスで 検索できます。

問い合わせ先 鳥取税務署 ☎22-2141 (e-tax) 税務課 ☎73-1413 住民生活課 ☎73-1415 (住基カード・電子証明)